

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
1	株式会社大林組 名古屋支店	名古屋市東区東桜1-10-19	令和8年4月14日 から 令和8年5月13日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業が施工中の「中央新幹線第四南巨摩(こま)トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鵜沢(かじかざわ)簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社大林組名古屋支店に対し指名停止を行う。	—
2	八神建築株式会社	名古屋市東区矢田5-8-29	令和8年4月28日 から 令和8年5月11日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市住宅都市局の発注した「厚生院病院棟等外壁改修工事(週休2日)」(令和7年7月2日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和8年2月17日に作業員が負傷する工事関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
3	株式会社東光高岳 中部支社	名古屋市中区錦2-3-4	令和8年5月12日 から 令和8年7月11日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	愛知県尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り合わせにおいて、令和8年4月23日に株式会社東光高岳を落札者として決定したところ、令和8年4月27日に、見積金額を誤ったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社東光高岳に対して指名停止を行う。	—

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
4	スバル興業株式会社 名古屋支店	名古屋市港区小割通1-4	令和8年5月12日 から 令和8年11月25日 まで (6.5か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1) 及 び第6条第3項	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、スバル興業株式会社始め違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者4者のうち、本組合の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の2者に対し、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	—
5	日本ハイウェイ・サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区内山3-26-2				
6	加藤建設株式会社	名古屋市昭和区出口町2-40	令和8年5月26日 から 令和8年6月25日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-5)	名古屋市緑政土木局が発注した「市道川名山滝川第1号線歩道整備工事（その2）及び舗装道補修工事（昭-8）（週2余期）」（令和7年9月24日契約）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和8年4月24日に通行人が受傷する公衆損害事故を生じさせた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
7	株式会社中建	名古屋市北区芳野3-12-7	令和8年5月26日 から 令和8年8月25日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第1-2)	名古屋市教育委員会が発注した「山吹小仮設校舎賃貸借契約（その2）」（契約日：令和7年10月30日）において、過失により賃貸借物件の引き渡しに大幅な遅延を生じさせた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
8	矢作建設工業株式会社	名古屋市東区葵3-19-7	令和8年6月16日 から 令和8年7月15日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-7)	名古屋市緑政土木局が発注した「文斉橋改築工事（下部工）（交替制）」（令和7年8月6日契約）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和8年4月27日に作業員が死亡する工事関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内